

板橋区登録猫ボランティア 活動ガイドライン

1 飼い主のいない猫をめぐる地域の問題

現在、板橋区の各地で飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声の迷惑行為が発生し、生活衛生課に相談が寄せられています。

しかし、その猫たちも厳しい外の世界で生きていかざるを得なくなってしまう被害者でもあります。

これらの問題を解決していくためには、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにすることが必要です。

2 対策の推進

これ以上不幸な猫を増やさないようにするためには、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を実施することが必要です。また、状況に応じて人に慣れている猫や生まれたばかりの子猫は新たな飼い主を探し、引き取ってもらうという選択肢もあります。

区では、区の方針に則り、それらの活動を行うボランティアを支援していきます。

【区の方針】

区では、以下の方針に従って、活動されるボランティアの方や地域住民と協働して飼い主のいない猫による問題について解決を図ります。

- ①地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮して行うこと
- ②飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと
- ③猫による地域トラブルを減少させていくこと

3 ボランティアの登録

(1) 登録ボランティア制度について

板橋区では、先に述べた方針に則り、活動をしていただくボランティアの方々を区公認のボランティアとして認定し、地域での活動をよりスムーズに行えるよう支援いたします。

登録後は、申請時に自身で設定した活動範囲において活動していただくこととなります。

また、登録ボランティアの証明として、登録ボランティア証をお渡しさせていただきます。

(2) 登録の条件について

ボランティアの登録は、個人・団体のいずれかで行うことができます。

また、登録にあたっての条件については、以下のとおりです。

- ・上記で述べている方針に則り、区と協力して活動を推進する
- ・板橋区に居住する成年であること（個人の場合）
- ・代表者及び構成員の半数以上が、板橋区に居住する成年であること（団体の場合）
- ・板橋区内において、活動を行うこと（登録ボランティアとしての活動）
- ・地域住民の理解を得るように努力し、活動すること
- ・区が実施する登録ボランティアに係る説明会等に参加すること

※未成年の方が、本活動に参加する場合は、活動を共にする登録ボランティアの方が自らの責任において、監督を行うようにしてください。

(3) 登録期間について

登録ボランティアとして登録される期間は、登録を受けた年度末までとなります。

翌年度も継続して活動する場合は、年度末に提出していただく活動報告書とあわせて、更新申請書もご提出ください。

4 活動内容について

登録ボランティアの活動は、大きくわけて4つです。

- (1) TNR 活動
 - (2) 猫の譲渡活動
 - (3) 活動の地域への周知活動
 - (4) 関係者会議への参加
- いずれか片方、もしくは両方行うか登録時に選択

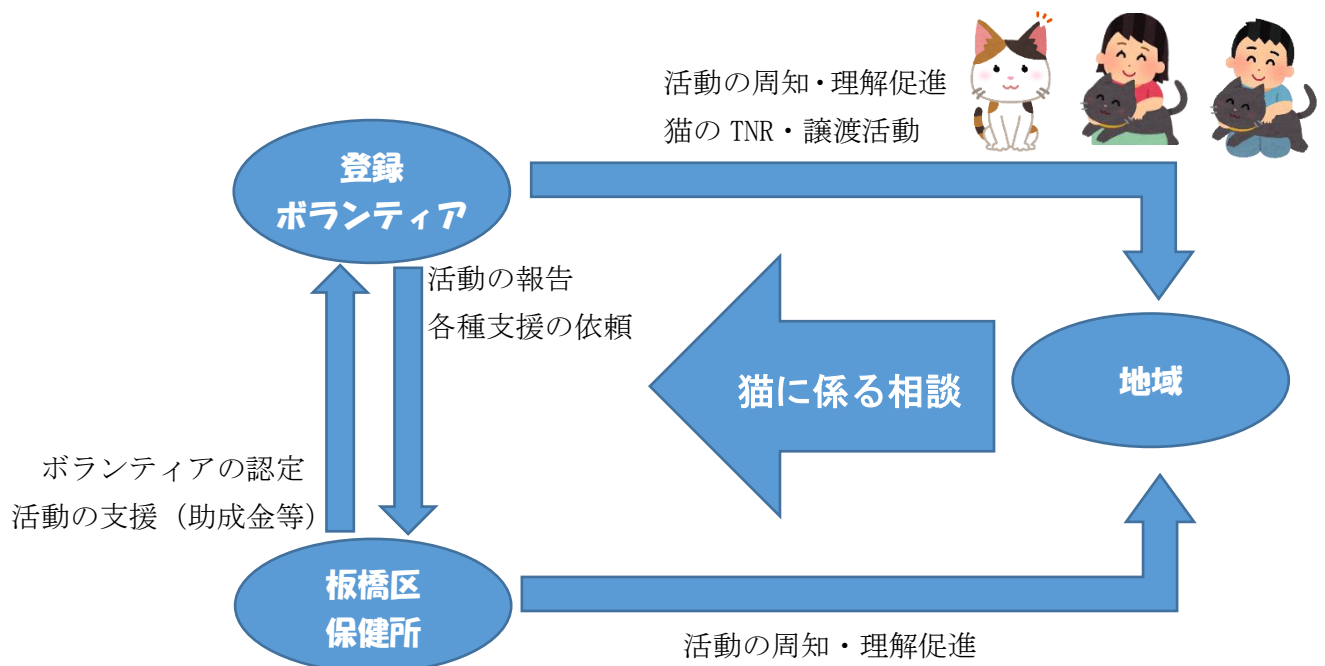
【活動範囲について】

活動範囲は、原則として登録を申請する際に申告いただいた範囲です。

活動範囲を変更する場合は、「登録事項変更届」もしくは、登録の更新時に提出する「更新申請書」で変更の届出を行ってください。

例外として、一時的に範囲外での活動を行う場合は、事前に生活衛生課にご連絡ください。

【地域での活動イメージ】



【活動に対する区の支援】

登録ボランティアの皆様に対し、区から、活動に必要な物品の貸出や支給、助成金の交付等支援を行います。

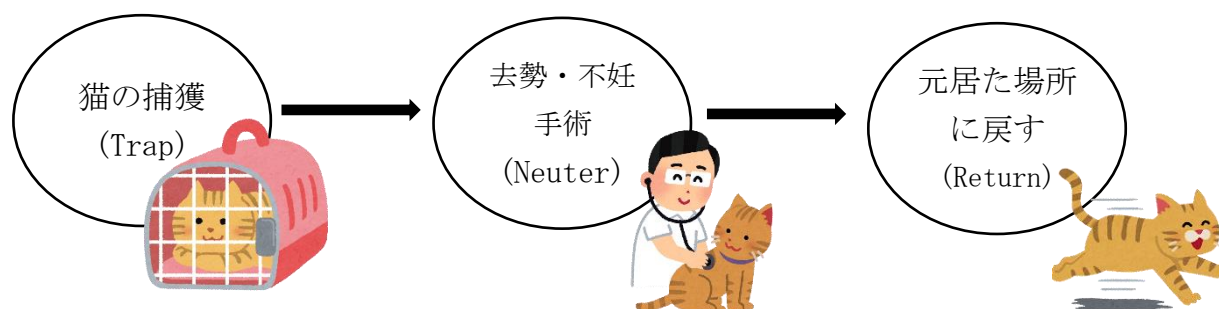
詳細は、「5 区の支援」のページをご確認ください。

(1) TNR活動

TNRとは、(Trap・Neuter・Return)の略で、猫を捕まえ、去勢・不妊手術を行い、元居た場所に戻す活動です。

この活動により、地域にいる飼い主のいない猫の繁殖を防ぎます。

【活動イメージ】



①猫の捕獲 (Trap)

- ・地域で飼い主のいない猫を捕獲します。
- ・捕獲し、去勢・不妊手術を行う日程をあらかじめ手術を行う動物病院と決めておきましょう。
- ・捕獲に当たっては、近隣の飼い猫を捕獲してしまう可能性があります。事前に近隣に捕獲日程を周知し、トラブルを防ぐようにしましょう。
- ・捕獲に必要な捕獲機は、区で貸し出しを行っています。

②去勢・不妊手術 (Neuter)

- ・捕獲した猫に動物病院で去勢・不妊手術を実施します。
- ・手術を行った猫は、手術済であることが目視できるように耳にV字のカットを入れてください。

③元居た場所に戻す (Return)

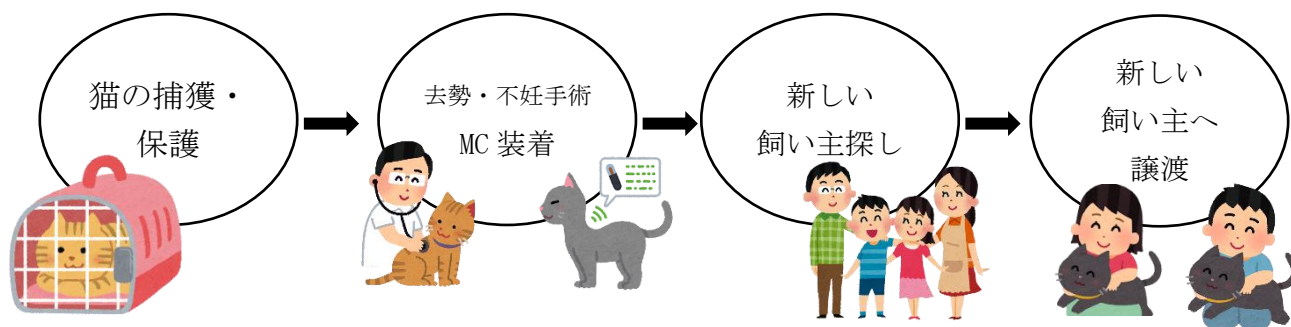
- ・去勢・不妊手術が終わった猫を元居た場所に戻します。
- ・捕獲した場所と異なる場所に猫を放してしまうと、動物の遺棄等の法令違反(動物の愛護及び管理に関する法律)にあたる可能性がありますので、やめましょう。

(2) 猫の譲渡活動

飼い主のいない猫を保護し、新たな飼い主に譲渡する活動です。

※飼い主のいない猫以外の猫の保護、譲渡を行う場合は、事前に生活衛生課にご相談ください。

【活動イメージ】



①猫の捕獲・保護

- ・ 飼い主のいない猫を捕獲・保護します。
- ・ 捕獲に当たっては、近隣の飼い猫を捕獲してしまう可能性があります。事前に近隣に捕獲日程を周知し、トラブルを防ぐようにしましょう。
- ・ 捕獲に必要な捕獲機は、区で貸し出しを行っています。
※飼い主のいない猫以外の猫（現飼い主がいる猫等）を引き取る場合には、事前に生活衛生課にご相談ください。

②去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着

- ・ 動物病院で、保護した猫に去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着を行います。（譲渡する前に両方を実施することを原則とします。）
- ・ 手術・マイクロチップ装着の費用は、区から一部助成金があります。

③新しい飼い主探し

- ・ 新しい飼い主を探します。
- ・ 飼い主探しにあたっては、区の制度「ワンニャンバンク」を利用することが可能です。（助成金の申請をする場合、登録は必須です。）
- ・ 飼い主を探している間のペットシート等の必要物品を支給します。

④新しい飼い主へ譲渡

- ・ 新しい飼い主が決まったら譲渡します。
- ・ 譲渡にあたっては、トライアル期間を設けるなど、トラブルにならないようにきちんと新しい飼い主の方とよく話し合います。

(3) 活動の地域への周知活動

本活動は、地域の中に入り、行っていくものです。活動をうまく進めるためには、地域住民の理解を得ることが必要になります。地域住民の理解が得られるよう、活動の目的等を積極的に周知し、地域住民とのトラブルを避けるよう心がけましょう。

また、地域内で理解を得ることで、餌やりをする場の提供を受けたり、捕獲の協力といった支援が得られる可能性も高くなります。

地域住民の協力を得ることで、活動は加速していきます。

周知にあたり、チラシ等が必要な場合や、その他相談事項がありましたら、生活衛生課にご相談ください。

(4) 関係者会議への参加

生活衛生課にて開催する関係者会議にご参加をいただきます。

ボランティアの皆様の直接のご意見をお聞かせください。

※開催方法については、事前にお知らせします。

※参加が難しい場合は、事前に生活衛生課までご連絡ください。

5-1 区の支援

本活動を行っていくにあたり、板橋区では登録ボランティアの皆様に対し、以下のような支援を行います。

また、捕獲機やケージ、その他物品の貸出、支給については数に限りがあるので、事前に生活衛生課までご相談ください。

(1) 登録ボランティア証の発行

認定されたボランティアの方に対し、区から登録ボランティア証をお渡しします。

本活動を行うに当たり、地域住民の理解を得るための手段としてお使いください。

※登録は年度更新となります。

(2) 去勢・不妊手術及びマイクロチップ装着費用の助成

譲渡を行う猫については、助成制度を設けています。

去勢・不妊手術	オス：5,000 円/匹 メス：10,000 円/匹	※手術費用を上限とする
マイクロチップ装着	7,500 円/匹	※装着費用を上限とする

※いずれも猫を譲渡する場合が対象です。

※東京都の補助事業(地域における動物の相談支援体制整備事業)をもとに実施しています。

(3) 捕獲機・ケージの貸し出し

猫の捕獲や、運搬、一時預かりに必要な捕獲機やケージを貸し出します。

(4) 猫の譲渡に必要な物品の支給

猫を新しい飼い主に譲渡するまでに必要な物品(ペットシート等、猫の世話に必要なもの)を支給します。

(5) 活動に係るチラシ等の作成・印刷支援

ポスティング用のチラシ等について、作成、印刷の支援を行います。

※チラシを自主的に作成し、ポスティングする場合は、ポスティング前に生活衛生課にご連絡ください。

(6) 関係者会議の開催

意見交換の場として生活衛生課と登録ボランティアで開催する会議を年に1度開催します。

※参加が難しい場合は事前に生活衛生課にご相談ください。

5-2 助成金の申請の流れ

(1) 猫の保護・譲渡を行う際の申請の流れ



①猫の捕獲・保護

②去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着

③申請書類の提出

【提出書類】

- ・助成金申請書（第1号様式）
- ・請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書（第2号様式）
- ・去勢・不妊手術とマイクロチップ装着の領収書（原本）
- ・飼い主募集申請書（第4号様式）
- ・当該猫の写真（写真データをメールで提出も可）

④猫の譲渡に係る助成金交付通知書の交付

申請書類受領後、書類の確認を行い、不備がなければ生活衛生課から通知書を交付します。

不備があった場合には、ご連絡をいたします。

⑤助成金の交付

申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

(2) 注意事項

- ・この助成金は、猫を保護し、譲渡する場合に限りです。
※TNR活動の場合は申請することができません。
- ・この助成金を申請するには、ワンちゃんバンクへの登録が必要になります。

す。

※ワンちゃんバンク以外でも新しい飼い主を探すことは可能です。

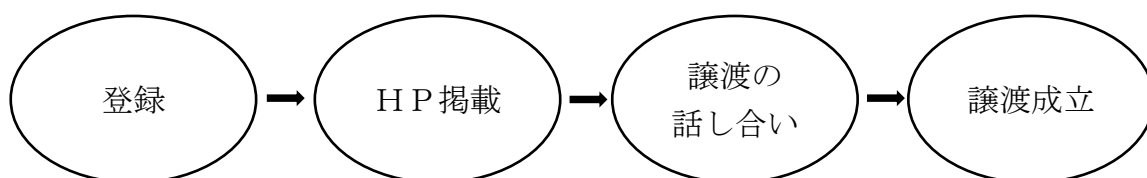
・ワンちゃんバンク以外で新しい飼い主が見つかった場合は、登録を削除するのでお電話をよろしくお願いいたします。

【ワンちゃんバンク】

○ワンちゃんバンクとは？

板橋区のホームページ内で、犬と猫の新しい飼い主を探す制度です。

○手続きの流れ



①登録

飼い主募集申請書と猫の写真を生活衛生課に提出します。

②HP掲載

受領した猫の写真や、情報を生活衛生課職員が区ホームページに掲載し、新しい飼い主を募集します。

※ワンちゃんバンク登録中も、ほかの手段で新しい飼い主を探していただいてもかまいません。

③譲渡の話し合い

引取希望者が現れたら、登録者の連絡先を伝えます。

その後、両者で譲渡に向けて話し合います。(譲渡日程や、トライアルの実施など)

④譲渡成立

両者の合意ができれば譲渡成立です。

譲渡が完了したら、登録者、引取者のどちらかから生活衛生課までお電話をよろしくお願いたします。

ワンちゃんバンクの登録を削除します。

6 活動にあたっての注意点

(1) 地域の理解を得る（トラブルを避ける）

地域で活動を行っていくためには、地域住民に活動について理解を得ることが必要になります。

理解を得ずにこちらの言い分を無理やり押し通そうとすると、活動の妨害をされたり、警察に通報されるなど、トラブルに発展する可能性が非常に高くなります。トラブルに発展してしまうことは、双方にとって良いことはありません。

理解を得るために、地域住民の意見に耳を傾け、良い関係づくりを心掛けてください。また、活動内容について一定の保証をするために、活動の際は登録ボランティア証を常に所持し、必要に応じて説明してください。

(2) 猫を捕獲するときの注意点

地域にいる猫は、誰かの飼い猫や、地域の誰かがかわいがっている猫の可能性がります。

そのような猫を急に捕まえて、手術を行ったり、譲渡してしまうと、地域でトラブルになりかねません。

トラブルを防ぐために、現地調査を行い、状況を把握することに努めましょう。

地域で猫に餌やりを行っている方は、その地域の猫に詳しく、活動の一助になるかもしれません。

7 登録の変更等が生じたら

登録内容に変更が生じたら、生活衛生課に登録事項の変更届の提出をお願いします。

なお、変更は、毎年更新の際にあわせて行うことができます。

○変更した場合、届出が必要な登録事項

・ボランティアの情報に関すること	個人	住所、電話番号
	団体	構成員の追加・脱退 構成員の住所、電話番号
・活動に関すること	活動内容（TNR活動、猫の譲渡活動）	
	活動範囲	

8 年度末の手続き

(1) 活動報告書の提出

年度末（3月中）に、当該年度に行った活動について報告書の提出をお願いいたします。

(2) 更新申請書の提出

翌年度も登録ボランティアとして活動を希望される方は、(1)の活動報告書とあわせて、「板橋区登録猫ボランティア更新申請書」の提出をお願いいたします。

9 活動を終了する場合

登録ボランティアとしての活動を終了する場合は、「板橋区登録猫ボランティア終了届」を提出してください。

また、年度末をもって活動を終了する場合は、活動報告書の「来年度の活動」欄に、「希望しない」に✓を入れて提出していただければ、終了届の提出は必要ありません。

なお、区の方針にそぐわない活動などを行われている方に対しては、登録の抹消を行うことがあります。

※活動を終了する場合は、区が配布した証明書や、物品は速やかにご返却をお願いします。

10 担当・問い合わせ

健康生きがい部（保健所）生活衛生課管理係

所在地：〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32 番 15 号

電話：03-3579-2332

メールアドレス：ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp

各種届出申請用紙

必要に応じて印刷してご利用ください。
データが必要な場合は、担当までご連絡をお願いします。
電子メールでお送りいたします。

登録ボランティア 関係

板橋区登録猫ボランティア 登録申請書	13
板橋区登録猫ボランティア更新申請書	14
登録猫ボランティア 活動報告書	15
板橋区登録猫ボランティア登録事項変更届	16
板橋区登録猫ボランティア終了届	17

助成金 関係

猫の譲渡に係る費用助成金申請書	18
猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書	19
飼い主募集申請書	20

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア 登録申請書

下記のとおり、板橋区登録猫ボランティアとして活動するため、登録の申請を行います。

記

1 構成員（代表者を含めた全員を記載。個人の場合は、1名のみ記載）

氏名	住所	電話番号

※構成員が記載欄を超える場合は、別表（様式自由）を添付すること。

2 活動内容

- (1) TNR活動

←いずれか一方、又は両方を選択

- (2) 猫の譲渡活動
- (3) 本活動の地域への周知
- (4) 関係者会議への参加

3 活動範囲

--

※必要に応じて、地図を添付すること

4 提出書類

- ・登録申請書（本用紙）
- ・顔写真（横2cm×縦2.5cm）
- ・身分証明書の写し（運転免許証など）

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア更新申請書

下記のとおり、来年度も板橋区登録猫ボランティアとして活動するため、登録の更新を申請します。

なお、登録事項について変更箇所は以下の通りです。

記

○登録事項の変更について （ 変更あり ・ 変更なし ）

○変更内容

1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動

2 構成員

該当する変更箇所に○をつけ、記載してください。

変更箇所		氏名	住所	電話番号
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			
追加 脱退 内容変更	新			
	旧			

※欄が不足する場合は、別紙に記載すること（様式なし）

3 活動範囲

※必要に応じて地図を添付すること

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

登録猫ボランティア 活動報告書（ 年度）

今年度行った活動について、下記のとおり報告します。

記

1 TNR活動

去勢・不妊手術の実施頭数	頭
活動範囲	
その他報告事項	

2 猫の譲渡活動

譲渡した猫の数	頭
去勢・不妊手術の実施頭数	頭
マイクロチップ装着数	頭
活動範囲	
その他報告事項	

3 来年度の活動

希望する 希望しない

※来年度の活動を希望する場合は、本活動報告とあわせて「板橋区登録猫ボランティア更新申請書」の提出が必要です。

※活動を終了する場合は、区が配布した証明書や、物品は速やかにご返却ください。

報告について記載欄が不足する場合は、別紙（様式なし）に記載し、添付してください。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア登録事項変更届

下記のとおり登録事項の変更をしたので届け出ます。

記

1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動

2 構成員

該当する変更箇所には○をつけ、記載してください。

変更箇所	氏名	住所	電話番号
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		

※構成員が記載欄を超える場合は、別紙（様式なし）を添付すること

3 活動範囲

--

※必要に応じて地図を添付すること

第 10 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア終了届

板橋区登録猫ボランティアの活動を終了しますので届け出ます。

記

認定番号	
団体名（団体登録のみ）	
登録者（団体の場合代表者）	
活動内容（選択活動）	<input type="checkbox"/> TNR活動 <input type="checkbox"/> 猫の譲渡活動
認定日	

・活動を終了した場合、区が配布した証明書や物品は速やかに区に返却すること。

第1号様式（6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

猫の譲渡に係る費用助成金申請書

このとおり、猫の譲渡に係る費用について助成金の申請を行います。

1 申請者

申請者氏名（団体の場合は、団体名・代表者名）
申請者住所（団体の場合は、代表者住所） 東京都板橋区

2 猫の匹数

オス	匹	うち、マイクロチップ装着	匹
メス	匹	うち、マイクロチップ装着	匹
合計	匹		

3 提出書類

・本様式	<input type="checkbox"/>
・猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書（第2号様式）	<input type="checkbox"/>
・飼い主募集申請書（第3号様式） ※猫の写真も含む（メールでの提出も可）	<input type="checkbox"/>
・動物病院の領収書の原本（去勢・不妊手術費、マイクロチップ装着の費用がわかるもの） ※申請者と領収書の名義が異なる場合は、委任状が必要です。	<input type="checkbox"/>

4 注意事項

- ・この助成金の申請は、対象の猫を譲渡する予定のものに限ります。
- ・この助成金を申請するには原則いたばしくワンちゃんバンクへの登録が必要です。対象の猫の捕獲前に既に新たな飼い主が決まっている等の場合は、事前に生活衛生課にご連絡ください。

第2号様式（6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

猫の譲渡に係る費用助成金請求書及び
手術完了届兼支払金口座振替依頼書

このとおり、保護し、譲渡予定の猫の（去勢・不妊手術 マイクロチップの装着）が完了したので助成金の申請を行います。

1 申請者

申請者氏名（団体の場合は、団体名・代表者名）
申請者住所（団体の場合は、代表者住所） 東京都板橋区

2 手術した猫（手術＝去勢・不妊手術）（MC＝マイクロチップ）

雌雄	手術日	MC番号	MC装着日	MC装着費
	年 月 日		年 月 日	¥

3 請求金額

¥

内訳

手術費	オス	匹	×	5,000円	=	円
	メス	匹	×	10,000円	=	円
MC装着費		匹	×	7,500円	=	円

※費用が助成額より少額の場合は、
実費分（百の位以下切り捨て）となります。

4 振込口座情報

振込先金融機関	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合							支店
振 込 口 座	預金種別	普通					当座	
	口座番号						右づめでお願いします	
	フリガナ							
	口座名義							

※団体で申請する場合、申請者及び振込口座は代表者となります。

第4号様式（8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合 申請者氏名

団体の場合 団体名
代表者氏名

飼い主募集申請書

下記のとおり、保護した猫について新たな飼い主を募集するので、ワンニャンバンクに登録を申請します。

記

1 猫の情報

年齢(生後)	年 月
性別	オス ・ メス
毛色	
MC 番号	
その他情報	

※複数匹登録する場合は、記載欄外に他の猫の情報を記入してください。

2 登録者情報

申請者と同じ	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/> （下に登録者の情報を記入）
・登録者氏名	<input type="text"/>
・登録者住所	<input type="text"/>
・登録者電話番号	<input type="text"/>

3 注意事項

- ・譲渡予定の猫の去勢・不妊手術費の助成申請を行う場合は、この申請書によるワンニャンバンクへの登録が必要です。
- ・申請の際は、登録する猫の写真の提出が必要です。
（電子メールでの提出可）
- ・メールアドレス：ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp